

興福寺小子房関係文書について

歴史研究室

興福寺所蔵典籍古文書調査に際して、興福寺上階僧房小子房に関する平安時代中期の2通の申状の写しが発見された。この2通はともに第44函に収納されている(第105・106号)。1通は治安2年(1022)2月13日(第105号)、今1通は康平2年(1059)7月2日(第106号)の日付を持つが、その筆跡ならびに料紙の紙質は同一であり、1人の手で同時に書写されたものと考えられる。なおその書風・紙質によりその書写の時期は江戸時代中期頃と推定される。2通ともに、文面に多くの朱書の正方形が描かれているが、これはその正文に捺されていた朱方印の位置を示すものであろう。七大寺中で「上階僧房」と呼ばれる僧房をもつのは興福寺のみである。したがってその印文は写されていないが、おそらくは「興福寺印」であったろう。なお袖に「興福寺印」の朱方印が各1顆捺されているが、この印は新しいもので、明治年間頃に捺されたものと考えられ、その正文に捺されていた朱印とは無関係のものである。この2通の文書は時代の降った江戸時代中期の写しであるが、原本の忠実な臨摸本であり、その雰囲気はかなりよく今に伝えているようである。その本文は学界未紹介のものであり、また僧房小子房に関する文書として内容的にもきわめて稀な史料であるため、後世の写しではあるがここにその全文を紹介するとともに、その内容について説明を加えたい。

治安2年の僧珣照申状写には「請小子房事／在上階馬道以東第二房」、康平2年の法師澄賢申状写には「請上階馬道以東第二小子房」とあり、ともに同じ小子房第二房に対する政所証判を請うたものである。僧珣照申状写の右端には斜に捺された朱方印の左半部が写されているが、これは紙継目に捺された印であり、この文書の原本は連券であったことを示すものである。法師澄賢申状写には紙継目印と考えられる印影は見られない。また僧珣照申状写は「大師大僧都御充文」に対する安堵、法師澄賢申状写は「舎弟僧教元」の譲与に対する安堵を請うたもので、人物については両通ともに直接関連するところはない。治安2年より康平2年までは37年の隔りがあり、この間に少くとも他に1通以上の文書があったと考えるのが自然であろう。したがってこの2通の申状写はもと数通以上が連券となっていたものであったが、何時しか散佚し、江戸時代に入ってもなお伝存していたこの2通(或は他にも今少しく伝っていたかも知れない)が書写され、今に残されたものである。

この2通はともに奥に興福寺別当・権別当・三綱連署の政所証判が加えられているが、その自署部分は後世の臨摸であることと相まって判読困難なところが多い。しかし別当・権別当については『興福寺別当次第』によって推定が可能となる。僧珣照申状写に見える別当は第21代林懐大僧都であろう。『興福寺別当次第』によれば、林懐は長和5年(1016)5月任興福寺別当、寛仁元年(1017)3月大僧都、万寿2年(1026)4月卒という。しかし『僧綱補任』によれば林懐が権大僧都から大僧都に転じたのは治安3年12月であり、両書の間には矛盾がある。し

かし僧珣照申状写には「別当大僧都（自署影）」とあり、もし「権」の書き落しがなければ、『興福寺別当次第』の方が正しいものと考えられる。

次に治安2年時の興福寺権別当は扶公であるが、この文書に見える権別当の自署影は扶公とは程遠い字形をしている。しかしこの文書は後代の臨摸であり、臨摸の際にその形を十分に摸すことが出来なかったことによるのではなからうか。『興福寺別当次第』によれば、扶公は万寿2年に林懐没後をうけて興福寺別当に任ぜられている。この間長和3年任権少僧都、治安元年10月任権大僧都、別当となった後の万寿4年に大僧都を辞退したという。一方『僧綱補任』においては、扶公は治安元年権大僧都に任ぜられたが、万寿3年の条になると大僧都と見えており、しかも翌々年の長元元年（1028）条には12月に権大僧都を辞退したとあって矛盾している。しかしこの両書を併せ見ると、いずれにせよ扶公が大僧都になったのは別当補任の万寿2年以後のこのようである。ところが僧珣照申状写にはすでに治安2年に「権別当大僧都」とあり、両書と異なっている。或はこの申状写が正しいかとも考えられるが、臨摸の際「権大僧都」の「権」を誤って書き落したことも考えられ、いずれをとるべきかの結論は保留したい。

(1) 僧珣照申状写(治安二年二月十三日)
謹言

請小子房事

在上階馬道以東第二房

右件房依大師大僧都御充文為常住

修学請政所證判永為後代公驗仍所請

如件

治安二年二月十三日僧珣照

政所

依請行之

別当大僧都(自署影)

都維那法師 [清元]

権別当大僧都(自署影)

権都那法師

上座威儀師

目代法師

権寺主威儀師 [安]

寺主威儀師(花押影)

権寺主大法師(花押影)

○第44函第105号、縦31・5裡、横43・5裡、朱

方印影13顆(印文写サズ)、

(2) 僧澄賢申状写(康平二年七月二日)

謹言

請上階馬道以東第二小子房

右件房者舍弟僧教元所讓與也仍政所

御判所請如件

康平二年七月二日 法師澄賢

「康」

政所

件房依有讓状与

判如件之

別当権大僧都 [円縁]

都維那法師

上座大威儀師(草名影)

権都維那法師 [勝範]

寺主威儀師

目代威儀師

寺主大法師 [明]

権寺主威儀師(草名影)

○第44函第106号、縦31・5裡、横43・0裡、朱

方印影11顆(印文写サズ)、

興福寺小子房関係文書について

この2通の申状写を見ると、平安時代中頃においては、僧房・小子房の各房の住僧は固定化し、一つの権利と見做されるようになっていた。そしてそれは師弟・肉親等の間で譲与の対象と考えられていたことを示している。ただしその譲与に際しては、別当以下の政所証判による承認が必要とされていた。古くは田島売券においても「解」式の文書が出され、奥に郡司等の証判を得ているが、この申状も同様の手続をとっている。僧房の譲与に際してはこのように厳格な手続がかなり後までとられていたものであろう。

興福寺の僧房はまず元慶2年(878)4月に焼け、ついで延長3年(925)11月に下階僧房馬道以東が焼けたが(貞信公記)、この時は他の僧房は無事であった。しかし永承元年(1046)12月の大火に際しては中・東・西金堂その他の諸伽藍と共に三面僧房も焼失してしまった(扶桑略記他)。その後の僧房の造営時期は明かでないが、寺僧の止住する場所でもあり、その再建は比較的早い時期になされたものであろう。ところが康平3年(1060)5月には再び火災により、東金堂・南門堂等僅かを除き、金堂・講堂・西金堂以下とともに僧房も焼失してしまった(康平記)。

このように興福寺僧房は度々火災にあっているが、治安2年の時の小子房は永承元年の火災以前のものであり、康平2年の時の小子房は永承元年以後再建のものである。しかしこの小子房も、翌康平3年には焼失してしまった。その後も三面僧房はしばしば火難にあっているが、その再建後の規模は常におおむね以前のを踏襲しているようであり、治安2年・康平2年に見える小子房東第二房の位置・広さ等はともに大きく異なるところはなかったであろう。

(田中 稔)